

感染症による「保育園登園停止期間の基準」について

保育園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへうつす恐れがありますので、登園を遠慮していただいております。医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、医師より裏面の「登園許可証明書」に記入してもらい、保育園へ提出してください。

区分	病名	登園のめやす
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで（発症や解熱を確認した日をゼロとし、翌日を1日目として数えます）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	第3種	流行性角結膜炎（はやり目）
急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌（O-157, O-26など）		医師により感染のおそれがないと認められるまで
	以下の病気についても登園許可証明書の対象になります（登園のめやすについては、 <u>診察した医師の判断によります</u> ）。	
第3種 その他	溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、伝染性紅斑（りんご病）、アデノウイルス感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）	
	頭じらみ（※左記は当園として駆除開始を前提としています）	
* 上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。		